

【 新築住宅及び中古住宅取得支援補助金 Q & A 】

Q 1. 補助金の対象となるのはどのような場合か？

A 1. 新築もしくは中古住宅を取得し、取得時（不動産登記を完了した日）に本人又は配偶者のいずれかが満 18 歳以上 45 歳以下（46 歳以上でも 18 歳以下の子供を監護している場合は対象）で、10 年以上定住する意思があり、対象住宅に居住を開始する方を対象とします。

Q 2. 現在、建築中の家屋は対象となるのか？

A 2. 建築中であっても、工事請負契約の締結日から完成した日の 6 ヶ月以内に申請すれば対象となります。

Q 3. 対象住宅が完成した日とは何をもって判断するのか？

A 3. 登記事項証明書の建築年月日により判断します。

Q 4. 併用住宅は補助対象となるのか？

A 4. 併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の 2 分の 1 以上あるものを対象とし、居住部分に対して補助します。

Q 5. 母屋の横に離れを建てるが対象となるのか？

A 5. 基本的に離れであっても、自己の居住のため、玄関、台所、トイレ、風呂及び居室を有する家屋については対象となります。

Q 6. 土地も同時に購入するが対象となるのか？

A 6. 対象となります。

Q 7. 親と共有名義で住宅を取得するが対象となるのか？

Q 7. 共有名義で取得する場合でも、対象住宅の所有権の持分（夫婦の場合は本人及び配偶者の合算した分）の 2 分の 1 以上を有していれば対象となります。

Q 8. 申請者（交付を受けた者）が転出等により定住要件を満たさなくなった場合は返還となるのか？

A 8. 返還となります。しかし、やむを得ない理由（死亡など）により、居住者全員が対象住宅に居住できなくなった場合は返還を求めないこととします。

Q 9. 住宅取得に関する他の補助金等を利用する予定であるが対象となるのか？

A 9. 他の補助金等との併用は可能です。なお、他の補助金等の規定については各自でご確認ください。

Q 1 0 . 補助金の交付を受けた場合、税金はかかるのか？

A 1 0 . 新築及び中古住宅取得支援補助金は、補助金の交付を受けた日の属する年分の「一時所得」として所得税の課税対象となります。なお、一時所得の金額の計算においては、50万円の特別控除の適用があります。詳しくは税務署にご確認ください。

Q 1 1 . 補助金の交付を受け、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、補助金等の額として住宅取得等の対価の額から控除する必要はあるのか？

A 1 1 . 控除する必要があります。詳しくは税務署にご確認ください。

※詳しくは、役場の担当課にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

南伊勢町役場 まちづくり推進課 若者定住係
TEL 0599-66-1366 (直通)